

**～工事における低入札価格調査制度等の改正（お知らせ）～**

国の制度改正に伴い、本市の低入札価格調査制度における調査基準価格及び最低制限価格制度における最低制限価格の改正（引き上げ）を行います。

※下線部が改正箇所

| 《 現 行 》  | 《 改 正 》  |
|--|--|
| <p><b>【計算式】</b>・・各々の合計値</p> <p>直接工事費 × 97%</p> <p>共通仮設費 × 90%</p> <p>現場管理費 × 90%</p> <p>一般管理費 × <u>55%</u></p> <p>ただし、その額が予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額（入札書比較価格）の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。</p> | <p><b>【計算式】</b>・・各々の合計値</p> <p>直接工事費 × 97%</p> <p>共通仮設費 × 90%</p> <p>現場管理費 × 90%</p> <p>一般管理費 × <u>68%</u></p> <p>ただし、その額が予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額（入札書比較価格）の10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。</p> |

**※実施時期：令和4年5月18日以降に入札公告及び指名通知の案件**

問合せ先 山陽小野田市監理室（TEL：0836-82-1180）